

表彰・慰労規程

第1条 この表彰・慰労規定は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ（以下「この法人」という。）の全職員を対象とする。

第2条 職員が次のいずれかに該当し、当法人に対し、貢献または功労があった場合は、賞状、記念品等の贈呈を行うことができる。

- ① 業務上有益な創意工夫、改善を行い、当法人の活動、運営に多大な貢献をしたとき。
- ② 社会的功績があり、当法人及び会員の名誉となったとき。
- ③ 前各号に準ずる善行または功労があったとき。

第3条 永年にわたって誠実に勤務し、活動に多大な貢献、功労があったとき、慰労金等の贈呈を行うことができる。

- ① 慰労金の額は、その功績、功労によって決定する。
- ② 退職に伴う慰労金は、勤続満10年以上とし、勤続年数、功績等を勘案し、金額を決定する。

第4条 表彰・記念品、慰労金等の内容については、理事会で決定する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正 令和2年10月5日